

茨城県過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月

(平成29年12月一部改訂)

(平成30年4月一部改訂)

茨 城 県

茨城県過疎地域自立促進計画（目次）

第1	基本的な事項	1
1	対象地域	1
2	計画期間	1
第2	県が事業主体となつて行う事業	
1	産業の振興	1
2	交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進	5
(1)	基幹的な市町道の整備	5
(2)	県道等の整備	6
(3)	交通確保対策	7
(4)	地域間交流の促進	7
3	生活環境の整備	8
(1)	河川の改修等	8
(2)	自然災害対策	8
4	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	8
5	医療の確保	9
6	教育の振興	9
7	地域文化の振興等	10
8	集落の整備	10
9	協働と連携による活力ある地域社会の形成	10
第3	過疎市町に対する行財政上の援助	11

茨城県過疎地域自立促進計画

この計画は、過疎地域自立促進特別措置法第5条の規定により策定した茨城県過疎地域自立促進方針に基づき、茨城県が過疎地域の対象となる市町に協力して講じようとする措置の計画である。

第1 基本的な事項

県は、今後進展する地方創生の流れの中で、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立し過疎地域の自立促進を図るため、交通基盤など地域づくりの基礎となる施策を着実に進めながら、①「産業の振興による雇用の拡大」、②「安全・安心に暮らせる生活環境の実現」、③「協働と連携による活力ある地域づくりと集落ネットワーク圏の形成」を基本的な方向とし、具体的な施策の展開に当たっては、地域再生計画など地域の自主性を生かす制度の活用を十分に検討するとともに、これまでの広域的観点からの基盤整備に加えて、交流・移住施策や人的支援、人材の確保育成等のソフト施策を積極的に推進する。

1 対象地域

この計画に基づく事業を展開する対象地域は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項及び同法第33条の規定により過疎地域又は過疎地域とみなされる地域として公示された次の地域とする。

大子町全域、利根町全域

常陸太田市のうち、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村の区域

常陸大宮市のうち、旧山方町、旧緒川村、旧美和村、旧御前山村の区域

城里町のうち、旧七会村の区域

2 計画期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5箇年とする。

第2 県が事業主体となつて行う事業

1 産業の振興

過疎地域における産業の振興を図るため、農業においては県営かんがい排水事業及び畑地帯総合整備事業を進めるとともに、国営那珂川沿岸農業水利事業の整備促進を図る。

林業については、森林・山村の活性化を図るため、森林湖沼環境税活用事業等により林業の振興を図る。

水産業については、内水面漁業の振興を図るため、重要魚種の放流を促進するほか遊漁情報の発信を促進する。

また、地場産業の振興に努めるほか、宮の郷工業団地等への企業の誘致を推進し、若者に魅力のある雇用の場の確保を図るとともに、(公財)茨城県中小企業振興公社をはじめとする産業支援機関等のネットワークを活用し、起業者等のニーズに応じた窓口相談や指導・助言、支援等を行う。

さらに、快適な水辺空間の整備や、観光・レクリエーション施設の整備・改修の支援を行う。

(1) 農業の振興

事業名	事業内容
県営かんがい排水事業	農業基盤の整備を図るため、農業用排水施設の新設、改良等を行う。 ○那珂川沿岸地区 用水路延長 84,540m ○岩崎堰地区 頭首工補修・用水路補修 ○辰ノ口堰地区 頭首工補修・用水路補修 (農地整備課)
国営那珂川沿岸農業水利事業	受益地域8市町村(旧御前山村を含む)の農業用水の供給を行うため、農業水利施設の新設、改修等を行う。 (農地整備課)
畑地帯総合整備事業	担い手農家の育成を図るため、農業用排水路、農道、区画整理等の基盤整備を総合的に実施する。 ○常陸大宮市津浪地区 区画整理 26ha ○常陸大宮市中郷地区 区画整理 28ha (農村計画課)
経営体育成基盤整備事業	担い手農家の育成を図るため、区画整理等の基盤整備を実施する。 ○利根北部地区 区画整理 157ha ○利根西部地区 区画整理 242ha (農村計画課・農地整備課)
地盤沈下対策事業	地下水の汲み上げによる地盤沈下した水路等の改修 ○豊田南地区 用水路 4,576m (農村計画課)
銘柄畜産物ブランド支援事業	①常陸牛ブランド支援対策 常陸牛振興協会が実施する生産拡大対策事業に補助するとともに、ブランドアップ推進委員会の開催や農産物の販売推進等に取り組む。 ②いばらき地鶏支援対策 奥久慈しゃも等の知名度向上、販売促進PR活動に対して補助する。 (畜産課)
和牛生産基盤強化対策事業	和牛生産基盤の強化を図るため、規模を拡大する繁殖農家や一貫経営に経営転換する肥育農家に対して、繁殖雌牛導入を支援する。 (畜産課)
優良種子確保対策事業	常陸秋そばの優良な種子生産を行うため、原原種ほ、原種ほ及び採種ほの設置を行う。 (産地振興課)
元気な農山村創生チャレンジ事業	事業主体自らが農山村地域の維持、活性化のために地域資源を活用して行う新たな取組に対して補助する。 (農村計画課)
中山間地域アグリビジネスモデル創出調査研究事業	大学や地域、市町村等とともに、中山間地域において広域展開を見据えたアグリビジネスモデル創出のための調査研究事業を行う。 (農村計画課)
いばらきの園芸産地改革支援事業「中山間産地改	中山間地域において、地域特性を活かした高付加価値化・集約的園芸作物を導入検討し、生産するために必要な施設・機械等の整備を支援するとともに、新たな儲かる園芸産地を育成する。

革支援型」	(産地振興課)
いばらきの農林水産物イメージアップ事業	常陸秋そばの需要拡大を図るため、都内そば店に対する販促活動や常陸秋そば使用店の紹介等による常陸秋そばの広報宣伝を通してイメージアップを図るとともに、郷土料理「けんちんそば」をPRする。 (販売流通課)
県税の課税免除	過疎地域において畜産業又は水産業を行う個人について、事業税を5年間免除する。 (税務課)

(2) 林業の振興

事業名	事業内容
林業担い手育成強化対策事業 (効率化施策事業)	林業就業者を対象に、低コスト作業に係る技術取得・向上に係る講習会を開催する。 (林政課)
森林・林業体験促進事業	現地体験型学習として自然観察施設等において自然観察やネイチャーゲームなどを実施するほか、校内体験型学習として小中学校において木工工作や森林作業を実施する。 (林政課)
森林環境教育推進事業(子どもの森づくり推進事業)	子どもたちが学校内やその近隣などで森林について学ぶことのできる環境整備事業に対して補助する。 (林政課)
うるし生産体制整備事業	県北地域の地域資源である漆について、関係者でコンソーシアムを開催し、後継者の確保及び生産力の強化をはじめ、ブランド化、販路開拓、地域間交流等に取り組む。 (林政課・県北振興局)

(3) 水産業の振興

事業名	事業内容
内水面漁業振興対策事業	水産資源の維持増大を図るため、ヤマメやウナギ、ふな類等、有用魚種の種苗放流を行う。 (水産振興課)
地域水産業競争力強化対策事業	本県のサクラマス資源を増大し、遊漁振興を図るため、久慈川、那珂川にサクラマス幼魚を重点的に放流するとともに、サクラマス等本県の遊漁情報等を発信する。 (水産振興課)

(4) 地場産業の振興

事業名	事業内容
小売商業・地場産業支援融資	中小企業が、店舗の改装等や大規模商業施設に出店する場合、地場産業を営む場合及び過疎地域に立地する場合に融資する。 (産業政策課)
地場産業等総合	地場産業の組合、中小企業者グループ等による新商品開発や販路開拓、後継者

支援事業	育成等の取組に対して補助する。 (産業政策課)
------	--------------------------------

(5) 商業の振興

事業名	事業内容
商店街活力向上支援事業	①商店街活性化コンペ事業 地域の創意・工夫による商店街活性化のための取組を公募し、公開プレゼンテーション審査により選定する事業に対して補助する。 ②魅力ある商店街づくり支援事業 地域資源や消費者ニーズ等を踏まえた商店街活性化プランの策定及びプランに基づく活性化事業を公募し、選定する事業に対し市町村とともに継続的に補助する。 (中小企業課)
いばらき商人塾事業	中小商業及び商店街の活性化を促進するため、魅力ある個店づくりに取組むための実践的知識を修得する研修及び商店街リーダーが商店街活性化手法等を修得する研修を実施する。 (中小企業課)
小規模事業者等経営力向上促進事業	小規模企業等の経営力の向上、成長発展を図るため、小規模企業等の経営者が経営に関する基礎的知識を体系的に修得する研修を実施する。 (中小企業課)
経営革新支援事業	新商品の開発や販路開拓など経営革新への取組を促進するため、経営革新計画承認制度の普及啓発や、経営革新計画の策定支援、計画承認企業のフォローアップ等を実施する。 (中小企業課)
小売商業・地場産業支援融資(再掲)	中小企業が、店舗の改装等や大規模商業施設に出店する場合、地場産業を営む場合及び過疎地域に立地する場合に融資する。 (産業政策課)

(6) 観光またはレクリエーション

事業名	事業内容
水辺空間づくり河川整備事業	河川環境等の向上を図るため、滝川(大子町)において整備を行う。 (河川課)
自然公園の管理	自然公園利用者の利便性の向上や利用者の適切な利用行動を促進するため、案内板・規制板等の整備・修繕を行う。 ○常陸太田市(金砂郷地区、水府地区、里美地区) ○常陸大宮市(山方地区、御前山地区) ○大子町、城里町(七会地区) (自然環境課)
観光おもてなし施設整備融資	観光施設の整備・改修を行うために必要な設備資金を融資する。 (産業政策課)

(7) 企業の誘致対策

事業名	事業内容
-----	------

宮の郷工業団地の整備	若者に魅力ある就労の場を確保し、定住を促進するため、常陸太田市（金砂郷地区）と常陸大宮市にまたがる地区にある宮の郷工業団地の分譲を推進する。 (産業基盤課)
企業誘致の推進	雇用の確保、地域経済の活性化のため、引き続き企業誘致を強力に推進する。 (産業立地課)
県税の課税免除	過疎地域において、製造業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新增設した者について、事業税、不動産取得税、固定資産税を免除する。 (税務課)

(8) 起業等の促進

事業名	事業内容
総合相談窓口運営事業	創業や中小企業の新事業展開を促進するため、(公財)茨城県中小企業振興公社に総合相談窓口を設置し、専門家等によるきめ細かな支援を行う。 (技術革新課)
産業大県創造基金事業	いばらき産業大県創造基金の運用益により、中小企業等が行う地域資源を活用した新商品の開発や大学等との連携による新製品の開発、新たなサービス産業の創出等の取組に対して支援を行う。 (産業政策課)
県北ものづくり産業活性化支援事業	県北地域のものづくり産業の活性化を図るため、中小企業の営業力強化や技術力向上等の支援に取り組み、提案型企業への転換を図るとともに、新たな販路開拓に向けた支援を強化する。 (技術革新課)
創業支援融資	事業を開始するため又は創業後事業の発展のために必要な設備資金及び運転資金を融資する。 (産業政策課)
女性・若者・障害者創業支援融資	女性、30歳未満の若者、障害者が、事業を開始するため又は創業後事業の発展のために必要な設備資金及び運転資金を融資する。 (産業政策課)
県税の課税免除(再掲)	過疎地域において、製造業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新增設した者について、事業税、不動産取得税、固定資産税を免除する(事業税、固定資産税は3年間)。 (税務課)

2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 基幹的な市町道の整備

日常生活活動の基礎的な道路網として主要な市町道を系統的、計画的に整備することとし、市町道7路線、延長約4.9kmについて代行整備を行う。

事業名	事業内容	市町名
市町道	7路線 延長4,910m ○金I-2号線(照山線)・幅員5m・延長300m ○里8-5142号線・幅員7m・延長600m ○出合仲河戸線・幅員5/4m・延	常陸太田市金砂郷地区 常陸太田市里美地区 常陸大宮市美和地区 城里町七会地区 大子町

	長 1,080m ○4号線・幅員 7m・延長 2,130m ○102号線(池田橋)・幅員 12m・延長 120m ○105号線(羽抜田橋)・幅員 9/5.5m・延長 80m ○103号線・幅員 12m・延長 600m	大子町 利根町
--	--	------------

(道路建設課)

(2) 県道等の整備

ア 一般国道

南北軸としての118号、東西軸として重要な役割を担う461号について整備を進める。

イ 県道

過疎地域の利便性向上や、産業活動の活性化を図る上で重要な路線の改良・整備を進めるほか、過疎地域と周辺地域を結ぶ基幹的な路線について積極的に整備を進める。

また、生活道路として地元が日常的に利用している道路についても、引き続き整備を進める。

ウ 農道

農畜産物の流通の合理化と農村環境の改善を図るため、基幹的な農道の整備を進める。

エ 林道

林業の活性化及び林業生活者の利便性向上を図るため、奥久慈グリーンライン林道を整備する。

オ その他の道路

ひたちなか地区と内陸部を結ぶ地域高規格道路の整備について検討を進める。

事業名	事業内容
国道 (知事管理分)	3路線 延長 11,360m ○118号袋田バイパス・幅員 15/6.5m・延長 3,560m [大子町] ○123号御前山拡幅・幅員 15/6.5m・延長 600m [常陸大宮市御前山地区] ○461号水府里美拡幅・幅員 11/6m・延長 7,200m [常陸太田市水府・里美地区] (道路建設課)
県道	改良 16路線 延長 19,600m ○大子美和線(大沢・水貫地区)・幅員 10/6m・延長 880m [大子町] ○大子美和線(栃原地区)・幅員 6/5m・延長 140m [大子町] ○石井大子線(中郷)・幅員 8/6m・延長 340m (大子町) ○常陸太田那須烏山線(下宮河内地区)・幅員 9.75/6m・延長 700m [常陸太田市金砂郷地区] ○常陸那珂港山方線清水橋(下利員)・幅員 10/6m・延長 340m [常陸太田市金砂郷地区] ○富岡玉造常陸太田線(下利員)・幅員 10/6m・延長 420m [常陸太田市金砂郷地区] ○十王里美線(上深荻地区)・幅員 11/5.5m・延長 960m [常陸太田市里美地区] ○北茨城大子線(里川地区)・幅員 1.5車線・延長 1,420m [常陸太田市里美地区] ○門井山方線・幅員 10.5/6.5m・延長 1,260m [常陸大宮市山方地区] ○山方水府線(諸沢)・幅員 5/4m・延長 2,220m [常陸大宮市山方地区] ○諸沢西金停車場線(西金)・幅員 9.75/6m・延長 950m [大子町] ○下檜沢上小瀬線・幅員 11/6.5m・延長 3,700m [常陸大宮市緒川・美和地区] ○那須烏山御前山線(下小瀬地区)・幅員 11/6m・延長 935m [常陸大宮市緒川地

	区] ○常陸太田那須烏山線（下桧沢）・幅員 11/6.5m・延長 1,500m [常陸大宮市美和地区] ○上桧沢下小川停車場線（下桧沢）・幅員 1.5 車線・延長 900m [常陸大宮市美和地区] ○笠間緒川線（徳蔵地区）・幅員 10/6m・延長 2,935m [城里町七会地区] (道路建設課)
農道 (広域)	改良 1 路線 延長 29,189m ○県北東部地区（常陸太田市金砂郷・水府地区）・幅員 7m・延長 29,189m (農地整備課)
林道	奥久慈グリーンライン林道整備事業 2 路線 延長 17,391m ○林道水根持方線（大子町・常陸太田市水府地区）・開設・舗装・幅員 5m・延長 6,911m ○林道武生線（常陸太田市水府地区）・改築・舗装・幅員 5m 又は 7m・延長 10,480m (林業課)
その他道路	茨城北部幹線道路 調査検討 (道路建設課)

(3) 交通確保対策

過疎地域を走る唯一の鉄道である水郡線の利用促進を図るため、水郡線利用促進会議の活動を支援するとともに、地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図る。

事業名	事業内容
水郡線活性化支援事業	県北山間地域を縦貫する水郡線の輸送力改善や利用促進を図るため、県と沿線市町で構成する水郡線利用促進会議の活動を支援する。 (交通政策課)

(4) 地域間交流の促進

地域間交流を促進するため、過疎地域が有する魅力的な地域資源について、戦略的に情報を発信するとともに、交流プログラムの提供により多様な交流の機会を創出する。併せて、県際地域における広域的な交流圏の形成を図る。

事業名	事業内容
いばらきさとやま生活発信事業	移住・二地域居住を推進するため、県北地域における豊かな自然環境を活かした魅力あるライフスタイル「いばらきさとやま生活」の首都圏等への情報発信などに取り組む。 (県北振興局)
いばらき食彩の里推進事業	首県北地域の代表的な食資源である「常陸秋そば」の首都圏におけるPRや、「常陸秋そばフェスティバル」に合わせて、地元そば店等を巡るスタンプラリーなどに取り組む。 (県北振興局)
県北アウトドア魅力発信事業	バンジージャンプ等の県北地域の豊かなアウトドア資源の紹介や、アウトドア体験者を対象としたポイント制度の運営などによる魅力的な情報を発信するとともに、アウトドアスポーツ体験イベントの開催により、新たなアウトドア愛好者を掘り起こす。 (県北振興局)
教育・研修旅行	首都圏の学校等に対する農家民泊を中心とした体験型教育旅行の誘致活動や地

等促進事業	元の受入れ体制の整備に取り組むとともに、「茨城県北ジオパーク」などの地域資源を活用したツアーを造成する。 (県北振興局)
県際広域連携推進事業	県際地域の振興を図るため、福島、栃木と連携してF I T構想を推進する。 (県北振興局)

3 生活環境の整備

(1) 河川の改修等

河川の浸水被害を防止するため、河川改修事業等を実施する。

事業名	事業内容
河川改修事業	○一級河川久慈川（太子町）築堤護岸 延長 300m ○一級河川新利根川（利根町）掘削 延長 160m (河川課)
総合流域防災事業	○一級河川緒川（常陸大宮市御前山・緒川地区）築堤護岸 延長 410m ○一級河川浅川（常陸太田市金砂郷地区）築堤護岸 延長 300m (河川課)

(2) 自然災害対策

災害に強い安全な生活環境を整備するため、地すべり対策や砂防事業を実施する。

事業名	事業内容
地すべり対策事業	○常陸大宮市大塚地区 ○常陸太田市万畑地区 ○太子町上原地区 (河川課)
砂防事業	○常陸太田市楯柄平沢地区 砂防堰堤工，溪流保全工 延長 360m ○常陸大宮市中嶋入沢地区 砂防堰堤工 ○常陸大宮市大栗沢地区 砂防堰堤工，溪流保全工 延長 185m (河川課)

4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

保健福祉の向上及び増進を図るため、高齢者の生きがいと健康づくりに関する事業及び子育て家庭に対する支援事業を実施する。

事業名	事業内容
高齢者自身の取り組み支援事業	高齢者スポーツ活動や仲間づくり等地域活動推進組織づくりのための事業や高齢者社会活動指導者等育成事業について、茨城県社会福祉協議会（茨城わくわくセンター）に委託し実施する。 (健康長寿福祉課)
茨城わくわくセンター運営費補助	高齢者の生きがいと健康づくりに関する啓発普及などを行う茨城わくわくセンターの活動に対して補助する。 (健康長寿福祉課)
老人福祉施設整備事業	常時介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難な高齢者のための特別養護老人ホーム等を整備する者に対して補助する。 (健康長寿福祉課)

いばらき子育て家庭優待制度事業	家庭が共に掛けあふれあう機会を増加させるとともに、子育て家庭を社会全体で応援する気運を醸成するため、協賛企業等による子育て世帯を対象とした料金割引等優待サービスを実施する。 (少子化対策課)
-----------------	--

5 医療の確保

無医地区を含む過疎地域の医療の確保を図るため、医師修学資金貸与制度の推進や自治医科大学卒業医師の派遣により、過疎地域で勤務する医師の確保に取り組む。また、へき地医療支援機構を中心に計画的、継続的な医療の提供を行う。

事業名	事業内容
医師修学資金貸与制度による医師の養成	医師不足地域で勤務する医師の確保を図るため、医学生を対象に、卒業後、一定期間を医師不足地域で勤務することを返還免除条件とした医師修学資金を貸与する。 (医療人材課)
自治医科大学における医師の養成	医師不足のため医療の供給が十分に行えない市町（へき地、無医地区を擁する公立の病院及び診療所等）に対し、計画的・継続的に医師を派遣するため、自治医科大学において医師を養成する。 (医療人材課)
へき地医療支援機構によるへき地医療対策計画の策定	各機関が実施するへき地医療支援事業の円滑かつ効率的な実施を図るため、へき地医療支援計画を策定する。 (医療政策課)
へき地医療拠点病院によるへき地診療所への医師等の派遣	へき地診療所へ医師及び代診医を派遣する。 ・城里町七会地区 (医療政策課)

6 教育の振興

児童生徒の個性の伸長や創造性の育成等を重視した多様な教育への対応を図るとともに、様々な体験活動等を通じて、豊かな人間性を育てるため、以下の事業を実施する。

事業名	事業内容
少人数教育充実プラン推進事業	児童生徒一人一人に基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに、自ら学ぶ意欲や態度を育成するため、指導方法の改善・充実を図りながら、個に応じた指導の展開に努める。 (義務教育課)
中学生社会体験事業	地域の協力を得て、3日間以上の職場体験を通して、他人とのかかわりや思いやり、社会のルール等を学び、生きる力を育成する。 (義務教育課)
みんなにすすみたい一冊の本推進事業	国語力の向上と心の教育の充実を図るため、学校が家庭や地域の協力を得ながら、児童生徒の読書意欲を喚起し、図書を紹介リーフレット等を活用した読書活動を推進する。 (義務教育課)
いばらき版高等学校「道徳」教育推進事業	生徒一人一人が、未来に向けて人生や社会を切り拓いていこうとする道徳的実践力を高めるために、「道徳」や「道徳プラス」の授業の円滑な実施が図れるよう、学校の指導体制と教員研修の充実を図る。

県立高等学校再編整備	<p style="text-align: right;">(高校教育課)</p> <p>社会の変化、生徒の多様化及び生徒数の減少等に対応するため、地域の特性を踏まえた魅力ある県立高校づくりに努める。</p> <p style="text-align: right;">(高校教育課)</p>
特別支援教育充実事業	<p>幼稚園、小・中学校、高等学校等に大学教授等の専門家を派遣し、障害のある子どもへの指導や支援を充実するとともに、管理職や特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育に関する専門性向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">(特別支援教育課)</p>

7 地域文化の振興等

地域文化の振興を図るため、伝統文化団体等への支援を行うとともに、県北地域を舞台とした現代アートの国際芸術祭「茨城県北芸術祭」を開催する。

事業名	事業内容
伝統文化総合支援事業	<p>伝統文化の継承及び発展の取組を促進するため、伝統文化団体への専門家の派遣、伝統文化活動の発表や参加機会の提供などの支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">(生活文化課)</p>
茨城県北芸術祭推進事業	<p>アートの力を活用し、県北地域の地域資源の潜在的な魅力を引き出すことにより、新たな価値を創造するとともに地域の活性化を図る取組として、「茨城県北芸術祭」を開催する。</p> <p style="text-align: right;">(県北振興局)</p>

8 集落の整備

集落の機能と活力の維持を図るため、首都圏等から本県への移住・二地域居住の促進に積極的に取り組むとともに、買い物支援等の生活支援サービスの維持・確保を図る。

事業名	事業内容
第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業	<p>移住・二地域居住に関する情報発信や県内の気運醸成・受入体制整備に取り組むとともに、交流から二地域居住・移住へとつながるような仕組みとして「ふるさと県民登録制度」を運営する。</p> <p style="text-align: right;">(計画推進課)</p>
いばらき移住体験推進事業	<p>首都圏住民と地元との交流体験ツアーを実施するとともに、県北地域において1～3ヵ月間実際に住みながら暮らしを実体験できる「お試し住居」を整備する市町を支援する。</p> <p style="text-align: right;">(県北振興局)</p>
生活環境づくり支援事業	<p>買い物支援等の生活支援サービスの維持・確保に取り組む市町を支援する。</p> <p style="text-align: right;">(地域振興課・県北振興局)</p>

9 協働と連携による活力ある地域社会の形成

多様な主体の地域づくりへの参加を図るため、地域づくりに携わる人材育成を行うとともに、あたらしい働き方や暮らし方ができる魅力ある地域づくりを促進する。

事業名	事業内容
地域づくりパートナー育成事業	<p>地域づくり団体の活性化と地域づくりの担い手育成を図るため、地域の課題に取り組むための知識や能力を高めるための講座を開催する。</p> <p style="text-align: right;">(地域振興課)</p>

県北地域ビジネス創出支援事業	起業者育成講座の開設による、地域の資源等を活かしたビジネスプランの作成や事業化に向けた支援を行う。 (県北振興局)
アイデア提案型インターンシップ促進事業	県版の地域おこし協力隊を活用し、大学生の新鮮なアイデアを活かした地元企業の新商品開発や事業改善などに取り組む。 (県北振興局)
クリエイティブ企業等進出支援事業	今後成長が見込まれるクリエイティブ企業の県北地域への誘致を促進するため、シェアオフィスの整備や企業等の事業所開設に対する支援を行う。 (県北振興局)

第3 過疎市町に対する行財政上の援助

過疎地域の市町が行う事業に対しては、県として通常の支援制度に厚みを加えるなど、積極的に支援事業を展開する。

1 産業の振興

(1) 農林水産業の振興

事業名	事業内容
県単土地改良事業（農業生産基盤整備）	山間部の農業の振興を図るため、指定地域を対象として国補事業対象外の小規模土地改良事業について県費補助する。 (農村計画課)
基盤整備促進事業	農業の生産性向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめ細かい土地基盤の整備等に対して補助する。 (農地整備課)
中山間地域農業基盤整備促進事業	生産条件が不利な中山間地域における水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備に対して補助する。 (農村環境課)
中山間地域等直接支払交付金事業	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保する観点から実施する直接支払事業に対して補助する。 (農村計画課)
身近なみどり整備推進事業	地域住民の提案等を取り入れた、地域の整備目的に沿った平地林、里山林における森林づくりに対して補助する。 (林政課)
いばらき木づかい環境整備事業	県民が木に触れる機会を創出するため、公共施設等の木造化、木質化及び県産材木製品の導入に対して補助する。 (林政課)
森林環境教育推進事業（子どもの森づくり推進事業）	子どもたちが学校内やその近隣などで森林について学ぶことのできる環境整備事業に対して補助する。 (林政課)
森林整備地域活動支援交付金	森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査、施業実施区域の明確化、歩道等の整備などを行う地域活動に対して支援する。 (林政課)
森林機能緊急回復整備事業	緊急に間伐を行う必要がある荒廃した森林のうち、水源かん養機能又は山地災害防止機能が高い森林を対象として行う間伐及び間伐作業道の開設に対して補助

林業労働安全衛生対策事業	<p>する。</p> <p>(林業課)</p> <p>林業労働災害の防止を図るため、茨城県森林整備対策基金を活用して実施する労働安全巡回指導、安全衛生技能に係る研修会などの事業に対して補助する。</p> <p>(林政課)</p>
林業担い手育成強化対策事業	<p>森林整備を支える林業の担い手の確保育成を図るため、茨城県森林整備担い手対策基金を活用して実施する林業への就業促進、林業担い手の福利厚生の充実、労働安全衛生の向上等の事業に対して補助する。</p> <p>(林政課)</p>
森林づくり推進体制整備事業 (高性能林業機械レンタル支援事業)	<p>森林整備を効率的に行う体制整備を図るため、高性能林業機械のレンタル経費に対して補助する。</p> <p>(林政課)</p>

(2) 観光・レクリエーション

事業名	事業内容
県立自然公園利用施設整備事業	<p>県立自然公園の利用促進と自然環境の保護を図るため、県立自然公園条例に基づき策定された公園計画に位置付けられている園地、公衆便所、歩道等の各種利用施設の整備に対して補助する。</p> <p>(自然環境課)</p>

2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備

事業名	事業内容
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業	<p>合併市町村の一体性の確立や均衡ある発展のため、合併市町村が合併特例債を活用して、知事の指定を受けた幹線道路の整備を行う場合、その整備が円滑かつ短期間に進むよう支援する。</p> <p>(道路建設課)</p>
国補林道開設事業	<p>林業経営の合理化と林業生産性の向上を図るとともに、農山村地域の振興や生活環境を改善するために林道を開設する経費等に対して補助する。</p> <p>(林業課)</p>
生活交通支援事業	<p>地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、廃止されたバス路線を代替運行する市町に対して運行経費の一部を補助する。</p> <p>(交通政策課)</p>
広域公共交通ネットワーク再構築事業	<p>市町村が広域的な公共交通の再編又は新設に取り組む場合、再編・新設に係るバス路線（コミュニティバスを含む）の運行経費の一部を補助する。</p> <p>(交通政策課)</p>
公共交通空白地域解消支援事業	<p>交通空白地域解消のため、市町村自ら又はNPO等が行う公共交通導入及び拡充に取り組む市町村に対し県が支援を行う。</p> <p>(交通政策課)</p>
鉄道バス乗継利便性向上モデル事業	<p>コンパクト・プラス・ネットワークによる公共交通の再構築に取り組むため、鉄道駅を中心とした交通網の整備を行う市町村を支援する。</p> <p>(交通政策課)</p>

(2) 情報化

事業名	事業内容
移動通信用鉄塔施設整備支援事業	移動通信サービス（携帯電話等）が利用できない不感地域の解消のため、市町が行う携帯電話基地局（鉄塔施設）整備事業に対して補助する。 (情報システム課)

(3) 地域間交流の促進

事業名	事業内容
過疎地域遊休施設再整備事業	廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助する。 (県北振興局)

3 生活環境の整備

事業名	事業内容
消防防災施設整備費補助	市町村消防防災施設の整備を促進するため、耐震性貯水槽、防火水槽等の整備事業に対して補助する。 (消防安全課)
市町村下水道整備支援事業	市町村が実施する単独管渠及び終末処理場の整備に対して補助する。 (下水道課)
浄化槽設置助成事業費補助	下水道事業認可区域及び農業集落排水事業計画区域以外の地域等において、合併処理浄化槽の設置者に対して助成する市町に対して補助する。 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換した設置者に対し助成する市町に対して補助する。 (環境対策課)

4 高齢者等の保健及福祉の向上及び増進

事業名	事業内容
茨城型地域包括ケアシステム推進事業	高齢者をはじめ、すべての要介護者に対し、適切で質の高い医療・介護サービス等が切れ目なく提供される「茨城型地域包括ケアシステム」の構築に資する取組に対して補助する。 (地域ケア推進課)
地域支援事業交付金	高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市町村が行う地域支援事業に要する費用の一部を交付する。 (地域ケア推進課)
老人クラブ活動等事業費補助	高齢者の生きがい・健康づくり等の多様な活動が行われるよう、老人クラブに対して補助する。 (健康長寿福祉課)
健康増進事業費補助	健康増進法に基づき市町が行う健康教育、健康相談等の健康増進事業に対して補助する。 (健康長寿福祉課)
認定こども園整備事業費補助	幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備（創設、増改築等）に対して補助する。

助	(子ども未来課)
特別保育事業 費補助	多様化する保育需要に対応するため、病児保育、延長保育等の特別保育事業に 対して補助する。 (子ども未来課)
放課後子ども総 合プラン推進事 業	放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担 う児童の健全育成を支援する放課後子供教室推進事業、放課後児童健全育成事業 に対して補助する。 (少子化対策課)
地域子育て支 援拠点事業費 補助	子育て相談、子育てサークル活動等を通じて、地域における子育て支援の中心 となる拠点施設の運営費に対して補助する。 (子ども未来課)

5 医療の確保

事業名	事業内容
自治医科大学卒 業医師の派遣	医師不足のため医療の供給が十分に行えない市町（へき地、無医地区を擁する 公立の病院及び診療所等）に対し、自治医科大学卒業医師を計画的、継続的に派遣 する。 (医療人材課)
へき地診療所整 備費補助	へき地診療所の施設、設備の整備に対して補助する。 (医療政策課)
へき地輸送車整 備費補助	無医地区等の住民に対する医療を確保するため、無医地区等の患者を医療機関 まで送迎する患者輸送車を配備する経費に対して補助する。 (医療政策課)
国民健康保険診 療施設運営費補 助	市町が運営する国民健康保険診療施設の運営費に対して補助する。 (厚生総務課)
国民健康保険診 療施設整備費補 助	市町が運営する国民健康保険診療施設の施設整備費に対して補助する。 (厚生総務課)

6 教育の振興

事業名	事業内容
新しい学校づく り支援事業	学校統廃合後の円滑な学校運営やきめ細かな指導を充実するための教職員の加 配や、遠距離通学対策に要する経費を補助する。 (義務教育課)
へき地児童生徒 援助費等補助	へき地等における義務教育の円滑な実施に資するため、市町が負担する児童生 徒の通学に係る経費に対し、一部を補助する。 (財務課)
小中学校統合校 舎等新增築事業 費補助	公立小中学校を適正な規模にするために統合することに伴い、必要となった校 舎又は屋内運動場の新築・増築に要する経費の一部を補助する。 (財務課)
小中学校危険建	公立小中学校校舎又は屋内運動場のうち、構造上危険な状態にある建物を改築

物改築事業費補助	<p>するために要する経費の一部を補助する。</p> <p>(財務課)</p>
小中学校不適格建物改築事業費補助	<p>公立小中学校校舎又は屋内運動場のうち、耐震力不足建物等教育施設として不適格な建物を改築するために要する経費の一部を補助する。</p> <p>(財務課)</p>
スポーツ施設(社会体育施設)整備事業費補助	<p>スポーツ基本法の趣旨に則り、スポーツの振興に資することを目的として市町が行う社会体育施設の整備に対して補助する。</p> <p>(保健体育課)</p>
図書館建設促進費補助	<p>住民の身近な学習・調査活動の場として公立図書館の整備を促進するため、図書館未設置市町が新設する図書館に対して補助する。</p> <p>(生涯学習課)</p>
第74回国民体育大会競技会運営に関する支援	<p>第74回国民体育大会における市町村の財政負担の軽減と円滑な運営を図るため、市町村(実行委員会を含む)が実施する競技会の運営に要する経費(開催前年度及び開催年度)に対し、支援を行う。</p> <p>(国体・障害者スポーツ大会局)</p>
第74回国民体育大会市町村競技施設整備費補助	<p>第74回国民体育大会の競技会場となる施設の整備を促進し、国体の円滑な運営を図るとともに、本県におけるスポーツ環境の整備に資するため、市町村(一部事務組合を含む)に対し、支援を行う。</p> <p>(国体・障害者スポーツ大会局)</p>

7 地域文化の振興等

事業名	事業内容
文化財等整備費補助	<p>国・県指定の文化財の管理・修理・買上げ等の事業に対し、経費の一部を補助する。</p> <p>(文化課)</p>

8 集落の整備

事業名	事業内容
過疎地域集落再編整備事業	<p>①定住促進団地整備事業 地域における定住を促進するため、基幹的な集落等への住宅団地の造成事業に対して補助する。</p> <p>②集落等移転事業 基底的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助する。</p> <p>③季節居住団地整備事業 斬新的な集落移転を誘導するための季節居住団地の造成事業に対して補助する。</p> <p>④定住促進空き家活用事業 地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するための空き家改修事業に対して補助する。</p> <p>(県北振興局)</p>

9 協働と連携による活力ある地域社会の形成

事業名	事業内容
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	<p>過疎集落等を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏におけるモデル的な取組に対して補助する。</p>

10 その他地域の自立促進に関し必要な事業

事業名	事業内容
過疎対策事業債	<p>過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）に基づき行う公共的施設の整備に要する経費や、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保など市町村計画に定めるソフト事業の実施に要する経費について、地方債を措置する。</p> <p style="text-align: right;">（市町村課）</p>
辺地対策事業債	<p>辺地を有する市町が、辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づき行う公共的施設の整備に要する経費について、地方債を措置する。</p> <p style="text-align: right;">（市町村課）</p>
合併特例事業債	<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の下で合併した市町村が、市町村建設計画に基づき行う公共的施設の整備に要する経費や市町村振興のための基金造成に要する経費について、合併年度及びこれに続く15か年度（東日本大震災特定被災区域にあっては、20か年度）に限り、地方債を措置する。</p> <p style="text-align: right;">（市町村課）</p>
新市町村づくり支援事業	<p>合併後の市町村の均衡ある発展を促進するため、合併特例債を活用した合併市町の事業を支援する。</p> <p style="text-align: right;">（市町村課）</p>
過疎地域自立促進交付金	<p>市町村過疎自立促進計画に基づき過疎対策事業債を財源に実施する生活支援、広域連携、地域づくり等に資する事業等に対して補助する。</p> <p style="text-align: right;">（県北振興局）</p>
過疎地域等自立活性化推進交付金	<p>過疎市町における喫緊の課題に対応するため、ソフト事業（産業振興（スモールビジネス振興）、生活の安心・安全確保対策、集落の維持・活性化対策、移住・交流・若者の定住促進対策、地域文化伝承対策、環境貢献施策の推進等）に対して補助する。</p> <p style="text-align: right;">（県北振興局）</p>
農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策）	<p>農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律に基づき、市町が作成する活性化計画の実現に向けた取組に対して補助する。</p> <p style="text-align: right;">（農村計画課）</p>